

注 記 事 項

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込み額を計上している。

退職給与引当金

大学及び短大の教職員に係る退職給与引当金については、期末要支給額275,662,000円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額234,997,939円を計上している。

ただし、高等学校以下から大学・短期大学への異動者の大阪府私学総連合会積立額を控除している。

高等学校以下の教職員に係る退職給与引当金については、期末要支給額1,018,684,800円から大阪府私学総連合会よりの交付金相当額を控除した金額262,157,403円の100%を計上している。

役員に係る退職給与引当金については、期末要支給額30,878,000円の100%を計上している。

賞与引当金

教職員に対する賞与の支払いに備えるため、次年度の期末手当のうち、当期の負担に属する金額を見積もり計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

償却原価法に基づく原価法

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 改正後の学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第28号)に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

(2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。

3. 減価償却累計額の合計額 10,979,584,101 円

4. 徴収不能引当金の合計額 0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額 該当なし

6. 翌会計年度以降の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
第1号基本金 92,277,075 円

7. 当該会計年度の末日において、第4号基本金に相当する額を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. セグメント情報

(単位 円)					
セグメント 科 目	四條畷学園大学	四條畷学園短期大学	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学校	その他	合計
教育活動収入計	1,142,187,058	357,166,232	2,982,295,320	86,204,313	4,577,852,923
教育活動支出計	1,288,119,641	478,523,993	2,983,814,033	179,808,223	4,888,285,900
教育活動収支差額	△ 123,932,583	△ 121,357,766	28,481,287	△ 93,603,915	△ 310,412,977
教育活動外収支差額	0	0	0	23,855,075	23,855,075
経常収支差額	△ 123,932,583	△ 121,357,766	28,481,287	△ 69,748,840	△ 288,557,902
特別収支差額	7,254,506	△ 3,234,398	4,033,912	4,368,191	12,422,211
基本金組入前当年度収支差額	△ 116,678,077	△ 124,592,164	32,515,199	△ 65,380,649	△ 274,135,681
基本金組入額合計	△ 82,882,836	△ 31,803,003	△ 146,498,271	△ 1,154,560	△ 242,338,670
当年度収支差額	△ 179,560,913	△ 156,395,167	△ 113,983,072	△ 66,535,209	△ 516,474,361

(注1) セグメント情報は拠点区分別の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっていない。
(注2) 収入額及び支出額の各セグメントへの配分方法は、昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」に記載の方法を適用している。

9. 重要な偶発債務
- 該当なし
10. 子法人に関する事項
- 該当なし
11. 学校法人の出資による会社に係る事項
- 該当なし
12. 関連当事者との取引の内容に関する事項
- 該当なし
13. 学校法人間の財務取引
- 該当なし
14. 重要な後発事象
- 該当なし
15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項
有価証券の時価情報

① 総括表

(単位 円)

勘 定 科 目	当年度(令和8年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表を超えるもの	100,000,000	100,170,000	170,000
(うち満期保有目的の債券)	(100,000,000)	(100,170,000)	(170,000)
時価が貸借対照表を超えないもの	3,897,657,203	3,825,449,800	△ 72,207,403
(うち満期保有目的の債券)	(3,897,657,203)	(3,825,449,800)	(△ 72,207,403)
合 計	3,997,657,203	3,925,619,800	△ 72,037,403
(うち満期保有目的の債券)	(3,997,657,203)	(3,925,619,800)	(△ 72,037,403)
時価のない有価証券	0		
有 価 証 券 合 計	3,997,657,203		

② 明細表

(単位 円)

勘 定 科 目	当年度(令和8年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債 券	3,697,657,203	3,644,519,800	△ 53,137,403
株 式	—	—	—
投 資 信 託	300,000,000	281,100,000	△ 18,900,000
貸 付 信 託	—	—	—
合 計	3,997,657,203	3,925,619,800	△ 72,037,403
時価のない有価証券	0		
有 価 証 券 合 計	3,997,657,203		